

生物多様性あかし戦略改定支援業務 仕様書

1 業務の名称

生物多様性あかし戦略改定支援業務

2 業務の目的

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における愛知目標の採択、これを受けた2012年の国家戦略の策定、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。これを踏まえ、2023年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。また、2024年度には、「生物多様性ひょうご戦略」が改定される予定である。

これらを踏まえ、2011年に策定された「生物多様性あかし戦略」は、中期目標期間（2016～2026年）終了前に、現行計画を評価し、新たな課題抽出、解決に向けた施策を整理し、戦略の改定を行うことが求められている。本業務は「生物多様性あかし戦略」の改定を行うことを目的とする。

3 資格、経歴等

業務にかかわる担当者が有する資格及び生物多様性戦略もしくは環境基本計画、緑の基本計画の策定及び改訂にかかわる業務経歴を提出すること。

4 業務委託期間

業務委託期間は、委託締結の翌日から2025年3月31日までとして契約するものとする。

ただし、この業務委託期間は、市議会にて予算案の承認を受け、2025年12月27日までに変更（延長）する予定である。なお、期間を変更（延長）した場合も契約金額に変更はない。

5 業務内容

（1）戦略の改定に必要な自然的、社会的環境の整理

戦略を策定するにあたって前提となる①生物多様性に関する国内外や兵庫県、明石市の動向、②明石市の自然環境の変遷、③国・兵庫県・他都市における生物多様性に関する計画、④その他施策の検討に必要な基本的な情報（土地利用、関連法令など）に関する情報について収集・整理する。

（2）現行計画の評価及び課題整理

現行計画の進捗状況の把握、評価、課題を整理する。

(3) 将来像及び目標の設定

上記(1)、(2)で把握した現状と課題を踏まえ、関連する法律や他の個別計画等との整合及び調整を図りつつ、目指すべき将来像、目標設定、設定すべき指標の整理を行う。

(4) 施策の整理

(3)を踏まえ、明石市域における生態系・生物多様性に関する課題の解決や特徴の向上、持続可能な利用に必要な具体的な取組を提案する。なお、取組については、市民・事業者・教育機関、行政の各主体が取り組めるものとする。

(5) 環境審議会自然環境部会対応

戦略を改定するにあたって、明石市環境審議会自然環境部会(予定4回)に出席し、生物多様性あかし戦略改定に必要な論点を整理する。

(6) 市民意見のとりまとめ

生物多様性あかし戦略改定に向け、市民の考える「大切な自然」や「将来の明石市の自然の姿」を把握するために行う、ネイチャーツアー「観察会」、タウンミーティングなどで出された意見の取りまとめ、生物多様性あかし戦略改定に活かす。

(7) 生物多様性あかし戦略推進会議の意見のとりまとめ

生物多様性保全・回復活動を展開する専門家や市民、市民団体、行政等が集まり、生物多様性についての課題、解決の方向性、取組について出された意見をとりまとめ、生物多様性あかし戦略改定に活かす。

(8) 専門家の意見聴取ととりまとめ(3名)

明石市の生物多様性に造詣が深い専門家3名(発注者(以下「甲」とする。)が指定する)に、明石市の抱える課題、解決の方向性、取組等について意見の聴取を行い、取りまとめを行う。

(9) 戦略(本編)、概要版の作成

上記を取りまとめ、イラストや写真を多く使用し構成した、「生物多様性あかし戦略」(本編)(60ページ程度)と概要版(8ページ程度)を作成する。

(10) 打合せ協議

業務開始時、業務途中、成果品作成時の4回程度実施する。なお、環境審議会自然

環境部会等の実施とあわせて実施することも可とする。

6 成果品

- ・ 生物多様性あかし戦略（本編） 電子データ
- ・ 生物多様性あかし戦略（概要版） 電子データ
- ・ 報告書（製本及び電子データ） 2部

7 完了検査

受託者（以下「乙」とする。）は、報告書の作成が終了した場合は速やかに完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

8 従事者等

配置する予定の業務責任者が有していない以下に掲げる資格を有する者を本業務の担当技術者として配置すること。ただし、専任性は求めない。

- ① 生物分類技能検定 2 級以上（植物部門）
- ② 生物分類技能検定 2 級以上（水圏生物部門）
- ③ 生物分類技能検定 2 級以上（動物部門）
- ④ 技術士（環境部門）

9 乙の費用負担等

- ①業務に必要な消耗品等は、すべて乙の負担とする。
- ②業務により生じた事故及び苦情等は、すべて乙の責任と負担において処理するものとする。
- ③業務の実施にあたり、関係官公庁への行政手続き、及びその他関係機関との調整・手続きが必要な場合は、すべて乙の責任と負担において行うものとする。

10 環境負荷の低減

甲のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減に努めるものとする。

11 調査事項の保守

乙は、甲の許可なくこの業務によって知り得た知識をほかに漏洩してはならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙協議の上、定めるものとする。